

平成22年3月
遊 佐 町

建設業者等の皆様へ

前金払制度の改正について

遊佐町が発注する 建設工事 に係る前金払制度について、以下のとおり改正します。

中間前金払制度を導入します

- 工事着手時の前金払（契約金額の10分の4以内）に加え、工事の中間段階において、さらに前金払（契約金額の10分の2以内）を請求できる「中間前金払制度」を導入します。
これにより、最大で契約金額の10分の6以内まで、前金払の請求が可能となります。
 - 対象となる工事
契約金額1件1000万円以上の工事で、当初の前金払（契約金額の10分の4以内）の支払いを受けている工事を対象とします。
 - 請求の要件
「工期」「工程」「経費」において、2分の1を超えている場合に請求が可能です。
- ※ 請求にあたって、部分払のような出来形検査はありません。

実施期日

平成22年4月1日（同日以降に契約を締結した工事について摘要）

お問合せ：遊佐町役場総務企画課財政係
電話 0234-72-5880（内線215・216）

中間前払金 Q&A

Q 1) 中間前払金を利用できるのは、どのような工事ですか？

→契約金額が1件1000万円以上の工事で、当初前払金の支払いを受けている工事が対象です。

Q 2) 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

→以下3点を満たしたことを確認してください。

- ① 工期の1/2が経過していること
- ② 工期の1/2までに実施すべき作業（工程）が終了していること
- ③ 出来形が50%以上あること

Q 3) 認定請求までの施工期間中に必要な手続はありますか？

→毎月の履行状況を「工事履行報告書（様式第15号）」で監督職員へ提出してください。

Q 4) 請求時に発注者に提出する書類は、何ですか？

→下記の書類に必要事項を記入のうえ提出し、「中間前払金認定調書」の交付を請求してください。

- ①中間前払金認定請求書（様式第14号）
 - ②工事履行報告書（様式第15号）
- ※詳細は発注課にご確認ください。

Q 5) 保証事業会社の保証証書は必要ですか？

→必要です。

発注者から交付を受けた「中間前払金認定調書」を保証事業会社に提出し、中間前払金保証の申込を行ってください。

保証の手続きについては、保証事業会社へお問い合わせください。

Q 6) 認定請求から支払までの流れはどのようになりますか？

→概要は以下のとおりです。

